

(地域活動支援センター事業の各事業内容について)

I 型	II 型	III 型
○事業内容 ≪基礎的事業≫ 創作的活動、生産活動の機会、社会との交流促進の提供等地域の実情に応じた支援を行う ≪ I 型の基本事業≫ 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整、地域住民への障害や障害者に対する理解促進のための普及啓発 ※委託相談支援事業をあわせて実施することを必須条件とする ○事業内容 障害者・児や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援などの援助を行い、地域で自立した生活を営むことができるよう総合的、継続的に支援 ○利用定員 1 日当たりの実利用人員が概ね 20 名以上	○事業内容 ≪基礎的事業≫ 創作的活動、生産活動の機会、社会との交流促進の提供等地域の実情に応じた支援を行う ≪ II 型の基本事業≫ 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う ○利用定員 1 日当たりの実利用人員が概ね 15 名以上	○事業内容 ≪基礎的事業≫ 創作的活動、生産活動の機会、社会との交流促進の提供等地域の実情に応じた支援を行う ≪ III 型の基本事業≫ 小規模作業所などが移行した事業形態で、定型のカリキュラム等に縛られず、地域の障害者等が自由に過ごせる居場所を確保することを主とする。 ○利用定員 1 日当たりの実利用人員が概ね 10 名以上
		<u>≪本市独自の拡充≫</u> 委託相談支援事業をあわせて実施